

令和7年度和歌山県会計年度任用職員（スクールカウンセラー等）追加募集要項

和歌山県教育委員会では、県内の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校における、児童生徒のいじめ等の問題行動や不登校への対応に係る教育相談体制等の機能の充実を図るため、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を次のとおり募集する。

1 募集要件

令和7年12月31日時点で、地方公務員法第16条の規定に該当しない者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者

(1) スクールカウンセラー

- ア 公認心理師
- イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ウ 精神科医
- エ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る。）の職にある者又はその職にあった者

(2) スクールカウンセラーに準ずる者

- ア 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ウ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ※スクールカウンセラーとしての資格取得見込みで、スクールカウンセラーに準ずる者の資格を有する者が、任用日までに資格を取得できない場合、スクールカウンセラーに準ずる者として任用することがある。

【参考】地方公務員法

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職務内容

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者は、勤務校等の校長及び勤務校等を所管する教育委員会の指揮監督の下に、以下に掲げる職務に従事する。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリングに関する教職員及び保護者に対する助言・援助

- (3) 教職員への研修活動
 - (4) 自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
 - (5) その他、各学校等において必要と認められる業務
- ※(4)は、スクールカウンセラーに準ずる者の担当業務にあたらぬ。

3 勤務条件等

- (1) 任用期間 令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
※再度の任用は行わない。
- (2) 勤務先 県立学校（県立高等学校定時制を含む。）【東牟婁地方】
- (3) 募集人数及び日数
若干名
原則 週当たり1日または2日程度
週当たり1日の場合、9日 週当たり2日の場合、18日
※採用者数に応じ、採用者一人あたりの勤務日数を決定する。
- (4) 勤務時間 原則、1日当たり5時間
※同校の全日制及び定時制を兼務し、同日勤務する場合は、1日当たりの勤務時間が6時間となる場合がある。
- (5) 報酬
 - ・スクールカウンセラー：時間額5,000円
 - ・スクールカウンセラーに準ずる者：時間額3,000円

※上記報酬額に地域手当相当額を加算する。（上限あり）

 - ・費用弁償（通勤手当相当分）
交通機関又は交通用具を使用して通勤する場合で、通勤距離が片道2km以上の場合は、移動方法・通勤距離に応じて費用弁償（通勤手当相当分）を支給する。
 - ・支払日 翌月第8金融機関営業日
- (6) 休暇 年次有給休暇 なし
特別休暇 あり 忌引休暇、病気休暇等
※特別休暇の有給、無給の別及び付与日数等の条件は、任用期間や勤務日数等により異なる。
- (8) 勤務 地方公務員法の次の各規程が適用され、違反した場合は、懲戒処分等の対象となる。
 - ア) 服務の根本基準
 - イ) 服務の宣誓
 - ウ) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - エ) 信用失墜行為の禁止
 - オ) 秘密を守る義務
 - カ) 職務に専念する義務
 - キ) 政治的行為の制限
 - ク) 争議行為等の禁止
- (9) 条件付採用 採用（再度の任用も含む。）は、すべて条件付きのものとして1か月（実勤務日数が15日以上）を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。

- (10) そ の 他 ・児童生徒に対するカウンセリングやアセスメント、教職員に対するコンサルティングを継続的にきめ細かく行う必要があるため、勤務校の校長の定める勤務計画に基づいて勤務する曜日や時間帯等を設定する。
・本県のスクールカウンセラー等の勤務は、最大年間144日までの勤務としている。

4 応募方法

- (1) 和歌山県会計年度任用職員（スクールカウンセラー等）採用選考申込書（別記様式）に必要事項を記入し、下記担当宛て「簡易書留」で郵送すること。
送付先 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県教育庁学校教育局教育支援課
スクールカウンセラー担当者 宛て
- (2) 「1 募集要件 (1) ア、イ」に該当する者は、採用選考申込書に明記するとともに、当該資格等の証明書（写し）を添付・貼付すること。
- (3) 「1 募集要件 (2) ア、イ、ウ」に該当する者は、それぞれの経験を証明する書類を添付すること。
※ 以下の (5) 応募書類を参照のこと。
- (4) 封筒の表に「スクールカウンセラー等申込」と朱書きすること。

(5) 応募書類

必要書類	募集要件 (1)				(2)		
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
① 令和7年度和歌山県スクールカウンセラー等採用選考申込書	○	○	○	○	○	○	○
② 「公認心理師登録証」の写しを添付	○						
③ 「臨床心理士資格登録証明書」の写し貼付		○					
④ 「医師免許状」の写し			○				○
⑤ 在職証明書（様式は任意） ＊過去に勤務していた方は職歴証明書				○			
⑥ 大学院修了証明書					○		
⑦ 大学又は短期大学卒業証明書						○	
⑧ 心理臨床業務又は児童生徒を対象として相談業務に従事した期間及び内容等の証明書 ＊和歌山県教育委員会スクールカウンセラー及び和歌山県教員の勤務経験については、証明書は不要。					○	○	○

※応募の際に提出した書類は返却しない。

5 募集締切

令和7年12月9日（火） ※消印有効

6 選考方法

合格者は、書類審査及び面接を実施し、採用を決定する。

採用面接日時及び会場

令和7年12月17日（水）

各地方の振興局等

※面接場所及び面接時間等については、郵送または場合により電話にて連絡する。

7 選考結果

面接後15日以内に郵送により通知する。

8 任用等

- ・通知後、本人の希望による勤務校の変更希望は認められない。

9 注意事項

- ・採用選考申込書等に虚偽の記載があった場合は、すべて（受験資格、採用等）が無効となる。また、合格後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、合格を取り消すことがある。

この要項についての問い合わせ先

和歌山県教育庁学校教育局教育支援課児童生徒支援班
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL 073-441-2989 / FAX 073-441-3697